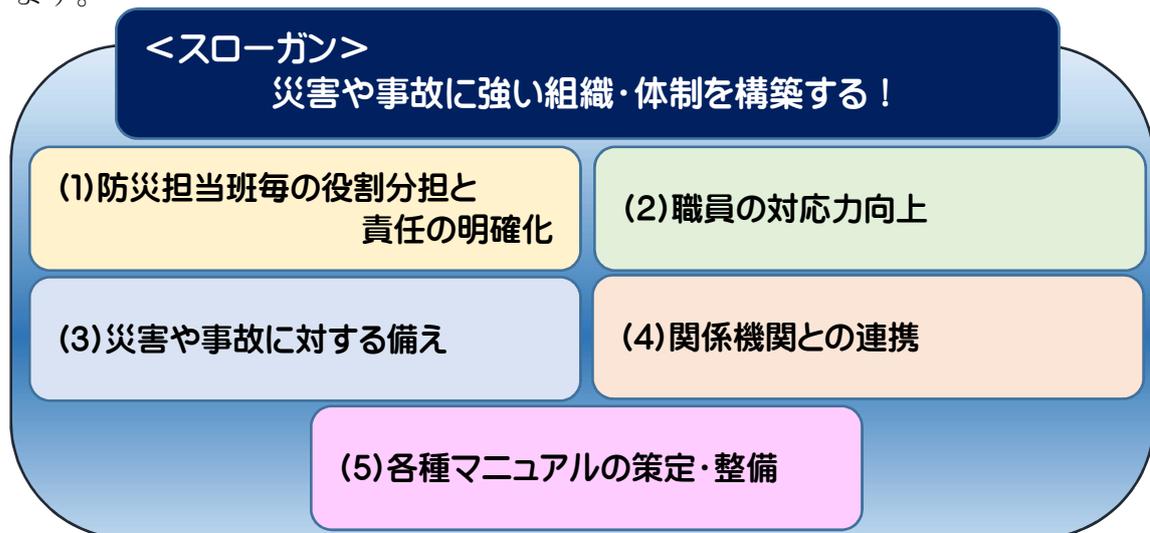


災害対策の状況について

当広域連合企業団では、令和元年房総半島台風（台風 15 号）及び東日本台風（台風 19 号）（以下、「台風 15 号・19 号」という。）の被害や、令和 2 年度の富津市笹毛地先漏水事故等の経験を踏まえ、「災害や事故に強い組織・体制を構築する！」というスローガンを掲げ、職員で共有し、危機管理に係る体制の確立等を図っています。



1 災害対策の体制

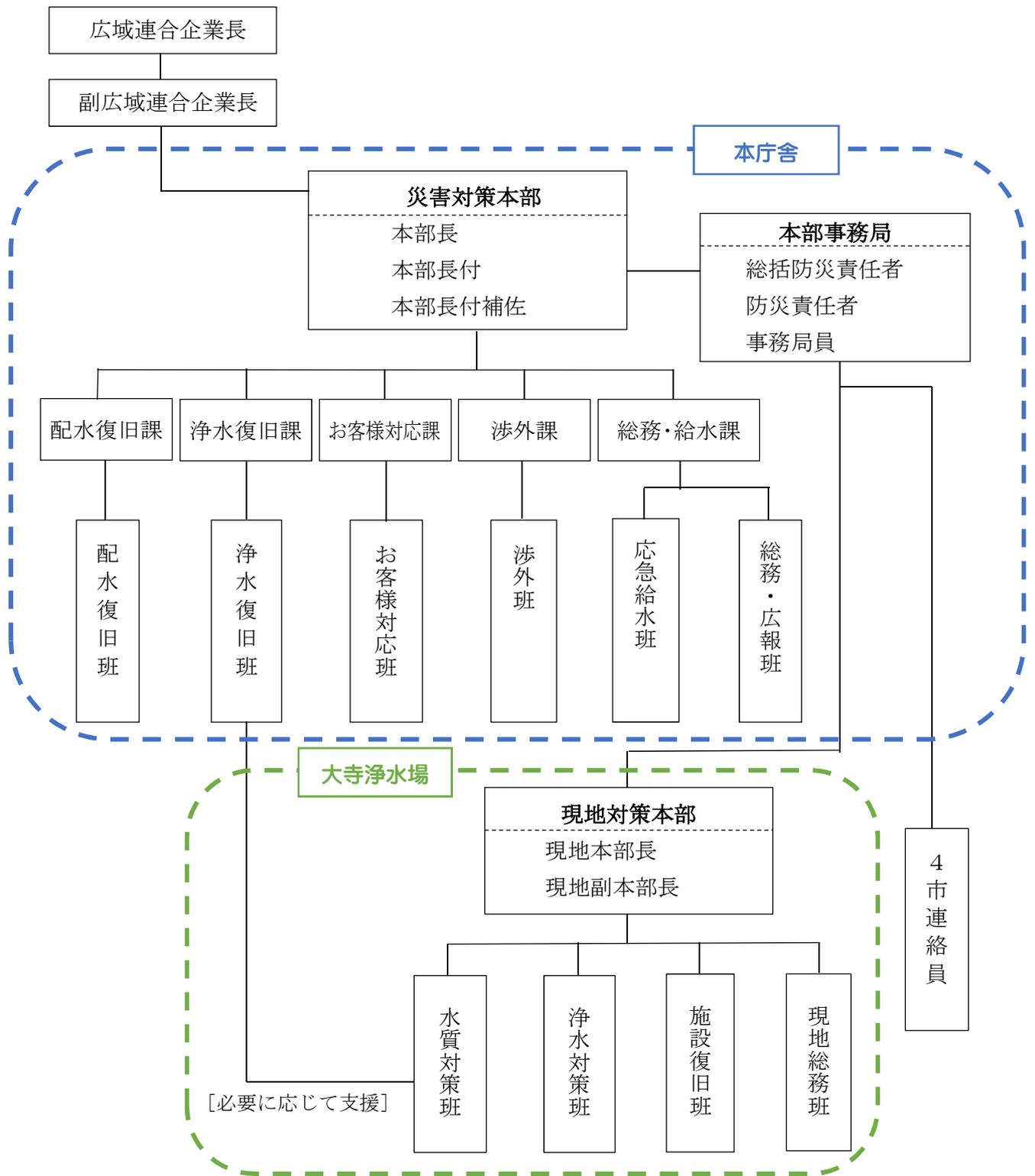
(1) 災害対策基本計画

災害時の役割と行動を明確にすることや、災害発生時の応急給水、応急復旧及び応援給水等対策の充実を図るとともに、応援受入体制の整備を図ることを目的とした「かずさ水道広域連合企業団災害対策基本計画（第 3 版）」を令和 3 年 4 月に制定しました。この計画に基づき、災害発生時の配備基準、連絡体制及び災害対策本部における担当業務を職員に周知し、迅速かつ的確な初動対応が遂行できるよう努めております。

また、災害対策基本計画は危機管理能力を強化するため、適宜、見直しを実施し改定してまいります。

災害発生時の配備基準

配備種別	配備基準（給水区域 4 市及び市原市にて）	備考
第 1 配備	気象庁「震度 4」発表 気象庁「大雨洪水警報」発令	(地震対応)テレワーク (風水害対応)登庁
第 2 配備	気象庁「震度 5 弱」発表 気象庁「土砂災害警戒情報」発令	パトロールの実施
第 3 配備	気象庁「震度 5 強」発表 気象庁「津波警報」発令 内閣総理大臣「東海地震警戒宣言」発表 ほか	災害対策本部設置 職員 1/2 程度
第 4 配備	気象庁「震度 6 弱」発表 ほか	災害対策本部設置 職員 2/3 程度
第 5 配備	気象庁「震度 6 強」発表 ほか	災害対策本部設置 全職員



※ 災害発生時の配置は災害対策本部の防災担当班を基本としますが、災害の規模に応じて市域毎の活動が円滑となるよう、災害対策本部長又は本部長付は適切な人材を災害対策本部の担当班に配置できることとしています。

かずさ水道広域連合企業団 災害対策本部組織図

(2) 災害に対する備え

令和元年度の台風 15 号・19 号の被害の経験を踏まえ、応急給水活動で必要となる応急給水袋の備蓄や給水車の更新を実施しております。

応急給水袋については、応急給水活動において令和元年度の台風 15 号・19 号では約 40,000 袋を使用し、富津市笹毛漏水事故では約 10,000 袋を使用しました。

これらの実績を踏まえて、令和 3 年度は 10,000 袋を購入する予定であり、当面 50,000 袋の備蓄を確保することとしています。

また、給水車については、当広域連合企業団で 5 台保有していますが、このうち、3 台の給水車の加圧機能が使用できなかったことから、令和 2 年度に木更津市域の給水車 1 台を更新し、令和 3 年度に富津市域及び袖ヶ浦市域の給水車 2 台を更新する予定としております。



応急給水袋（容量 6ℓ） 写真

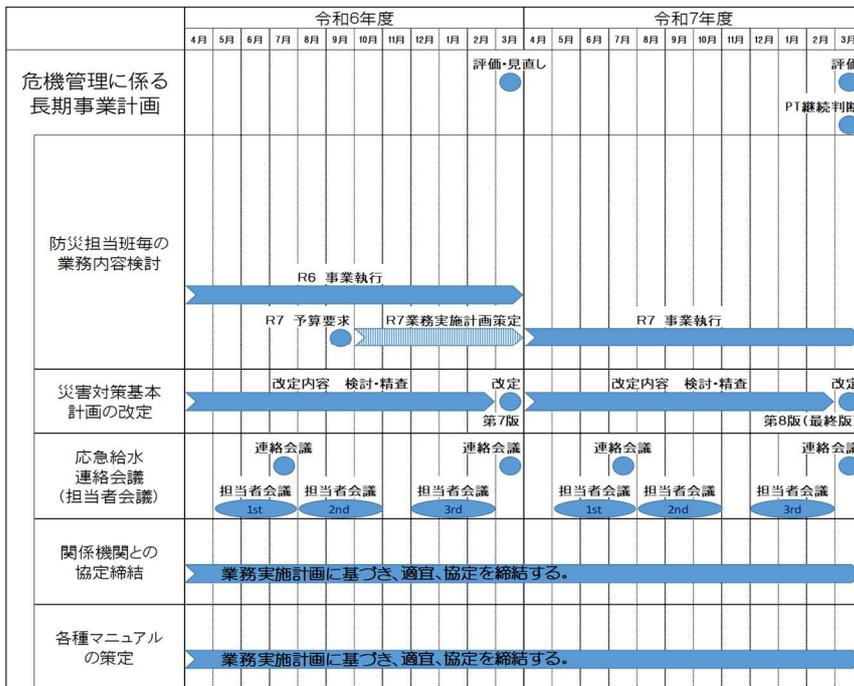
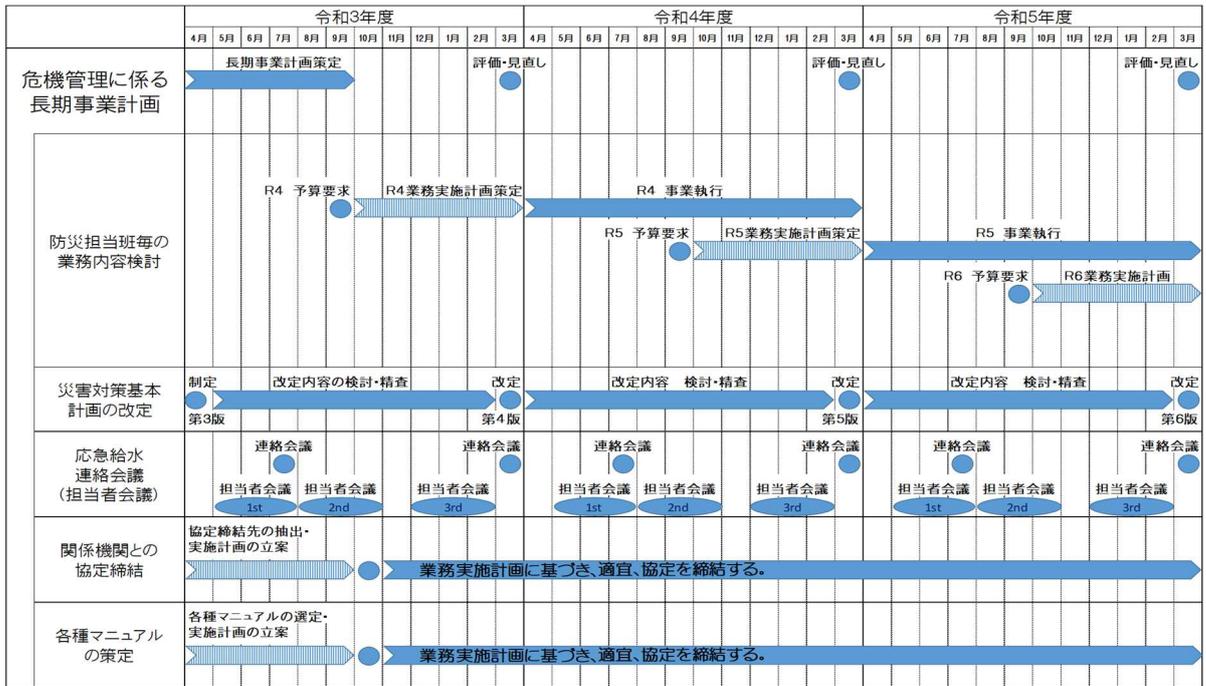


給水車（最大積載量 1.6 t）令和 2 年度更新車両 写真

(3) 危機管理に係る検討状況

令和元年度の台風 15 号・19 号の被害や、令和 2 年度の富津市笹毛地先漏水事故等の経験を踏まえ、危機管理に係る体制の確立等を図っているところですが、更に強化を図ることを目指しています。

このことから、令和 3 年 4 月 1 日より当広域連合企業団内に「危機管理に係るプロジェクトチーム」を設置し、危機管理に係る長期事業計画の策定、年度毎の業務実施計画の策定及び緊急時の体制確立に向けた議論を進め、総合的かつ効率的な災害対策の充実に努めてまいります。



危機管理に係る長期事業計画 (イメージ)

2 関係機関との相互応援協定

水道事業者、給水区域4市、電力会社及び基幹災害病院と応援協定を締結して、災害発生時において応援活動を実施することとしています。

(水道事業者)

- ・千葉県水道災害相互応援協定
- ・公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定
- ・公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定
- ・全国水道企業団協議会関東地区協議会災害時相互応援に関する協定

(給水区域4市)

- ・応急給水等に係る確認書（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）

(電力会社)

- ・災害時における連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド㈱）

(基幹災害病院)

- ・災害時における上水の供給に関する協定書（君津中央病院企業団）



南房総市の湯水に伴う応援給水活動(R2. 12. 21~R3. 1. 27) 写真



富津市笹毛地先漏水事故に伴う

県内水道事業者の応援給水活動受入れ(R2. 12. 29~R3. 1. 3) 写真

3 民間企業（団体）との災害時における協定

民間企業（団体）と協力体制を構築し、災害発生時に応急活動を実施することとしています。

今後は、更なる協定の締結に向け、建機リース会社、燃料団体等について、民間企業（団体）と協定書締結の可否について、協議してまいります。

応急復旧における施工業者

種別	資材	指定業者
水道事業	配水管 給水管 給水装置等の管工事	給水区域の各市4団体
用水供給事業	送水管等の土木工事	木更津市域 当該市域 建設業者3社
		君津市域 当該市域 建設業者3社
		富津市域 当該市域 建設業者3社
		袖ヶ浦市域 当該市域 建設業者3社
		市原市域 当該市域 建設業者3社
	浄水場内の構造物等	建設業者1社
浄水場内の小口径配管等	建設業者3社	
取水口等の浚渫工事	建設業者1社	

応急復旧における資材業者

種別	資材	指定業者
水道事業	配水管 給水管 給水装置	給水区域の各市4団体
用水供給事業	ダクタイル鋳鉄管	管材メーカー2社
	鋼管	管材メーカー4社
	特殊材料	管材メーカー2社
水道事業及び 用水供給事業	仮設配管材料	仮設配管メーカー2社 (令和2年度協定締結)

燃料供給における燃料業者

種別	燃料	指定業者
水道事業及び 用水供給事業	軽油 ガソリン A重油 灯油	燃料業者2社

応急給水及び給水車貸出しにおける業者

種別	給水車等	指定業者
水道事業及び 用水供給事業	給水車及び給水活動	給水車保有業者1社 (令和2年度協定締結)

4 亀山ダムの事前放流

令和元年度の台風15号・19号の経験を踏まえ、千葉県河川整備課では緊急放流を回避することや亀山ダムの洪水調節機能を最大限発揮させることを目的として、令和2年度に当広域連合企業団と協議し、亀山ダムの事前放流の運用について取り決め、小櫃川水系治水協定を締結しました。

これらは、当広域連合企業団が協力することで、水道用水を含むダムの利水容量に支障を与えない範囲で、大雨に備え事前にダムの水位を下げ、ダムの洪水調節容量を確保するというものです。

これにより、亀山ダムの総貯水容量（1,475万 m^3 ）のうち、29.5%（435万 m^3 ）だった洪水調節容量を、最大41.2%（608万 m^3 ）まで引き上げ、洪水災害に備えることとしました。

なお、事前放流に伴う洪水調節容量は、水道水の需要が多く農業用水を使用する時期（4月1日～9月30日）は36.3%（535万 m^3 ）、水道水の需要が少なく農業用水を使用しない時期（10月1日から3月31日）は41.2%（608万 m^3 ）としています。



亀山ダム貯水池配分図

亀山ダムの総貯水量と洪水調節容量

	通常	第1段階 事前放流	第2段階 事前放流
		4月1日～ 9月30日	10月1日～ 3月31日
総貯水量	14,750,000 m^3		
有効容量	13,350,000 m^3		
洪水調節容量	4,350,000 m^3	4,350,000 m^3	4,350,000 m^3
利水容量	9,000,000 m^3		
機能維持	1,000,000 m^3	1,000,000 m^3	1,000,000 m^3
水道用水	8,000,000 m^3		730,000 m^3
堆砂容量	1,400,000 m^3		
事前放流に伴う洪水調節容量	4,350,000 m^3 (29.5%)	5,350,000 m^3 (36.3%)	6,080,000 m^3 (41.2%)